公益財団法人千葉県生活衛生営業指導センター定款

第１章　総則

（名　称）

第１条　この法人は、公益財団法人千葉県生活衛生営業指導センターと称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を千葉県千葉市中央区に置く。

第２章　目的及び事業

（目　的）

第３条　この法人は、千葉県における生活衛生関係営業（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第２条第１項各号に掲げる営業をいう。以下同じ。）の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者の擁護を図ることを目的とする。

（事　業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全についての相談及び指導

（２）生活衛生関係営業に関する利用者又は消費者の苦情処理及び苦情に関する営業者又は生活衛生同業組合の指導

（３）標準営業約款に関する営業者の登録

（４）生活衛生関係営業に関する講習会、講演会、展示会等の企画、開催又はその斡旋

（５）生活衛生関係営業に関する情報又は資料の収集及び提供

（６）生活衛生関係営業の振興のための事業

（７）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

（事業年度）

第５条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第３章　財産及び会計

（財産の種別）

第６条　この法人の資産は、基本財産及びその他の財産の２種類とする。

２　基本財産は、次の各号をもって構成する。

（１）一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第１７２条第２項に規定するこの法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定めた基本財産（以下「不可欠基本財産」という。）

（２）その他、理事会で、基本財産とすることを決議した財産

（３）公益法人への移行日以後に不可欠基本財産及び前号の基本財産として寄附された財産

３　この法人の公益法人への移行時の基本財産は、公益法人への移行時の財産目録で、不可欠基本財産及び前項第２号の基本財産として特定された財産とする。

４　その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

５　公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、第４条の公益目的事業に使用するものとする。

（基本財産の維持及び処分）

第７条　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

２　やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合は、理事会の決議を得て評議員会の承認を得なければならない。

（財産の管理・運用）

第８条　この法人の財産の管理及び運用は理事長（第２６条第３項に規定する理事長をいう。以下 同じ。）が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める資金運用規程によるものとする。

（事業計画及び収支予算）

第９条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書及び収支予算書等」という。）は、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経た上で、直近の評議員会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

３　第１項の事業計画書及び収支予算書等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第１０条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第１号及び第２号の書類についてその内容を報告し、第３号から第６号までの書類については承認を受けなければならない。

（１）事業報告
（２）事業報告の附属明細書
（３）貸借対照表
（４）正味財産増減計算書
（５）貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
（６）財産目録

２　前項の書類については、毎事業年度の終了後３か月以内に行政庁に提出しなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告
（２）理事及び監事並びに評議員の名簿
（３）理事及び監事並びに評議員の報酬の支給の基準を記載した書類
（４）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

４　この法人は第１項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする

第４章　評議員

（定　数）

第１１条　この法人に、評議員１２名以上１７名以内を置く。

（選任及び解任）

第１２条　評議員の選任及び解任は、一般社団・財団法人法第１７９条から第１９５条の規定に従い、評議員会の決議により行う。

２　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

（１）各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

ア　当該評議員及びその配偶者又は３親等内の親族
イ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情に

ある者
ウ　当該評議員の使用人
エ　イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
オ　ウ又はエに掲げる者の配偶者
カ　イからエまでに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

（２）他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。
ア　理事
イ　使用人
ウ　他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
エ　次の団体において、その職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
①　国の機関
②　地方公共団体
③　独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人
④　国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人
⑤　地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人
⑥　特殊法人又は認可法人

３　評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
４　評議員に異動があったときは、２週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（任　期）
第１３条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
３　評議員は、第１１条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）
第１４条　評議員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、毎事業年度の総額が５００，０００円を超えないものとする。

２　評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
３　前２項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第５章　評議員会

（構　成）
第１５条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権　限）
第１６条　評議員会は、次の事項について決議する。
（１）理事及び監事の選任又は解任
（２）理事及び監事の報酬等の額
（３）評議員に対する報酬等の支給の基準
（４）貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
（５）定款の変更
（６）公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
（７）基本財産の処分又は除外の承認
（８）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）
第１７条　評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後３か月以内に１回開催するほか、必要がある場合にはいつでも臨時評議員会を開催することができる。

（招　集）
第１８条　評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
２　前項にかかわらず、評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
３　前項による請求があったときは、理事長は、遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
４　第２項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
（１）請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
（２）請求があった日から６週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合

（招集の通知）

第１９条　理事長は、評議員会の開催日の１週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

２　前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

（議　長）

第２０条　評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

（定足数）

第２１条　評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

（決　議）

第２２条　評議員会の決議は、一般社団・財団法人法第１８９条第２項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第２３条　理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第２４条　理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第２５条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

２　評議員会の議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名が、前項の議事録に記名する。

３　議事録は、評議員会の日から１０年間主たる事務所に備え置かなければならない。

第６章　役員

（役員の設置）

第２６条　この法人に、次の役員を置く。

（１）理事　１２名以上１７名以内

（２）監事　２名

２　理事のうち、１名を理事長とし、２名を副理事長とし、１名を常務理事とする。

３　前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般社団・財団法人法第１９７条において準用する同法第９１条第１項第２号に規定する業務執行理事とする。

（役員の選任等）

第２７条　理事及び監事は、評議員会において候補者ごとに決議し、選任する。理事又は監事の候補者が第２６条第１項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

２　理事長、副理事長及び常務理事は、理事会において選定する。

３　監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

４　理事のうち、理事のいずれか１名とその配偶者又は３親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。

５　他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。

６　理事又は監事に異動があったときは、２週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（理事の職務及び権限）

第２８条　理事は、理事会を構成し、この定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　副理事長は理事長を補佐する。

４　常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

５　副理事長及び常務理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。

６　理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に４ヶ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行状 況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２９条　監事は、次に掲げる職務を行う。

（１）理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

（２）理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすること。

（３）評議員会及び理事会に出席し、必要あるときは意見を述べること。

（４）理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。

（５）前号の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から５日以内に、２週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

（６）理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事実があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

（７）理事がこの法人の目的外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

（８）その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

（役員の任期）

第３０条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

３　任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。

４　役員は、第２６条第１項に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

（役員の解任）

第３１条　役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることができる評

議員の３分の２以上の決議に基づいて行わなければならない。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

（報酬等）
第３２条　役員には、その職務の対価として報酬を支給することができる。
２　役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
３　前２項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

（取引の制限）
第３３条　理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、 理事会の承認を得なければならない。
（１）自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
（２）自己又は第三者のためにするこの法人との取引
（３）この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
２　前項の取引をした理事は、その取引の重要の事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第７章　理事会

（構　成）
第３４条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権　限）
第３５条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
（１）評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
（２）規則の制定、変更及び廃止
（３）前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
（４）理事の職務の執行の監督
（５）理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
２　理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
（１）重要な財産の処分及び譲受け
（２）多額の借財
（３）重要な使用人の選任及び解任

（４）従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
（５）内部管理体制の整備

（開　催）
第３６条　理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
（１）理事長が必要と認めたとき。
（２）理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
（３）前号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
（４）第２９条第１項第５号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

（招　集）
第３７条　理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第１項第３号により理事が招集する場合及び前条第１項第４号後段により監事が招集する場合を除く。
２　前条第１項第３号による場合は、理事が、前条第１項第４号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
３　理事長は、前条第１項第２号又は第４号前段に該当する場合は、その請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
４　理事会を招集しようとするときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって開催日の一週間前までに通知しなければならない。
５　前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

（議　長）
第３８条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（定足数）
第３９条　理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

（決　議）
第４０条　理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。

（決議の省略）

第４１条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、その限りではない。

（報告の省略）

第４２条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは当該事項を理事へ報告することを要しない。

２　前項の規定は、第２８条第６項の規定による報告には適用しない。

（議事録）

第４３条　理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

２　議事録は、理事会の日から１０年間主たる事務所に備え置かなければならない。

第８章　定款の変更、合併及び解散

（定款の変更）

第４４条　この定款は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の３分の２以上の決議を経て変更することができる。ただし、第３条に規定する目的並びに第４条に規定する事業、第１２条第１項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第４７条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

２　前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の４分の３以上の決議を経て、第３条に規定する目的並びに第１２条第１項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

３　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第１１条第１項各号に掲げる事項に掲げる定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認可を受けなければならない。

４　前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

（合併等）

第４５条　この法人は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の

３分の２以上の決議により、他の一般社団・財団法人法の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

２　前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

（解散）

第４６条　この法人は、一般社団・財団法人法第２０２条第１項、第２及び第３項に規定する事由によって解散する。

（公益目的取得財産残額の贈与）

第４７条　この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益認定法第３０条第２項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を１か月以内に、評議員会の決議により、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第５条第１７号に掲げる法人に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第４８条　この法人が、解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第５条第１７号に掲げる法人に贈与するものとする。

第９章　事務局

（設置等）

第４９条　この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

３　事務局長及び職員は、理事長が任免する。ただし、重要な職員については、理事長が理事会の承認を得て任免する。

４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（備付け帳簿及び書類）

第５０条　主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

（１）定款

（２）理事、監事及び評議員の名簿

（３）認定、許可、認可等及び登記に関する書類

（４）定款に定める機関（理事会及び評議員会）の議事に関する書類

（５）財産目録
（６）役員等の報酬規程
（７）事業計画書及び収支予算書
（８）事業報告書及び計算書類等
（９）監査報告書
（１０）その他法令で定める帳簿及び書類
２　前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第５３条第２項に定める情報公開規程によるものとする。

第１０章　賛助会員

（賛助会員）
第５１条　この法人の目的及び事業に賛同し、賛助する個人又は団体を賛助会員及び特別会員とすることができる。
２　賛助会員及び特別会員に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第１１章　情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）
第５２条　この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
２　情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

（個人情報の保護）
第５３条　この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
２　個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（公　告）
第５４条　この法人の公告は、電子公告により行う。

附　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関す

る法律（以下「認定等整備法」という。）第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

２　認定等整備法第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第５条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　この法人の最初の代表理事は臼井正人、業務執行理事は林　哲郎とする。

４　この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

矢野登司弘　伊藤恒彦　小柳由紀男　斎藤敬貴　田中祐治　平野勝之　関芳夫
中台岩男　風戸正義　脇田重雄　山田輝夫　宮尾　修　井上孝夫　水田　勲

附　則

この定款は、令和８年６月２４日から施行する。

別表　基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）
（第６条関係）

移行時の基本財産（第６条関係）
定期預金　　１０，５００，０００円

【参　　考】　法人の設立　　昭和５７年　１月３０日
生衛法の指定　　昭和５７年　４月　１日
公益認定　　平成２６年　３月２０日
公益法人登記　　平成２６年　４月　１日